

学級活動に活かせる 「子どもの権利条約」の条文のグループ化

鈴木 そよ子

はじめに

1994年4月に日本において「子どもの権利条約」が批准されてから25年経ち、この間に、多くの自治体で子どもの権利に関わる条例を制定し¹、「子どもの権利条約」に基づく施策を進めてきた。他方、子どもたちに対する「子どもの権利条約」認知度調査によると、子どもたち自身は、それほど「子どもの権利条約」を知らないという現状もある²。

子どもたちが「子どもの権利条約」に触れ、「子どもの権利条約」と自分たちの接点を見出す第一歩として、1条から40条までをカード化して、4つのグループに分けるといいうプログラムが例示されている。ユニセフのサイトでは、「考えてみよう！それぞれの条文は、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」のどれと関係しているかな？『子どもの権利条約カードブック』の条文カードを使ってグループ分けしてみよう！」³という呼びかけで、条文ごとのカードが紹介されている。『カードブック』をみると、「似たものあわせ」「守られていない権利はなんだろう？」「子どもの権利がない世界」という3種類の「やってみよう！」が紹介されており、「似たものあわせ」の後半が先に示した内容になっている。この方法は学級活動での場面を考えた他のプロジェクトやアク

¹ <http://npocrc.org/wp-content/uploads/2019/07/子どもの権利に関する総合条例一覧（2019年4月現在）>

² 一例として、2017（平成29）年の兵庫県川西市の調査結果では、「子どもの権利条約」を知っている中学生は32%、小学生は37%。とはいえ、川西市で実施している人権オンブズパーソンの認知度は中学生73%、小学生81%となっており、人権問題への熱心な取組も窺うことができる。

http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/001/656/H29kodomo_chousa.pdf 2019/09/03

³ <https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/#kenri4> 2019/08/23

ティビティでも紹介されたり、応用されたりしている⁴。ただ、これらの資料では、条文の具体的なグループ分けについては言及されていない。

実際に40条の内容を4つのグループに分けることは、各条文と4つの権利を関係づけて考える力をつけるためにも、4つの権利を具体的にイメージできるようになるためにも有効な方法だと筆者は考える。そのためには、あらかじめ、4つの権利と条文の関係をプロジェクトやアクティビティの指導者が把握しておく必要がある。だが、一条ずつ見っていくと、一目瞭然で分けられるものでもないことがわかる。本稿では、この条文のグループ分けを試みる。

本稿の構成は、まず、「子どもの権利条約」を貫く、子どもの4つの権利である「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の意味合いを理解するための資料を提示する。基本的な意味合いを理解した上で、次に、「子どもの権利条約」の第1条から第40条をグループ化する。

1. 「子どもの権利条約」が守る4つの権利

「子どもの権利条約」は54条から成るが、子どもの権利内容は1条から40条までに定められている。「子どもの権利条約」が守ろうとしている子どもたちの権利を大きく分けて表したのものとして、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」という4つの権利が示されている。この4つの権利の名称だけではその意味合いを特定し難く、意味内容を理解するためには、説明が必要になる。各権利の内容について説明している資料として、「表1-1 ユニセフのサイトにおける『子どもの権利条約』の4つの権利の内容」と、「表1-2 子ども権利センター (C-Rights) のサイトにおける『子どもの権利条約』の4つの権利の内容」、「表1-3 千葉県教職員組合における『子どもの権利条約』のグループ別条文例」を挙げる。各権利の内容と条文の対応を判断するために、これらの説明が手掛かりになる。

⁴ 応用例として、鳥取県教育委員会『人権教育プログラム集（学校教育編・社会教育編）～いじめのない学校づくりに向けて～』2018（平成30）年3月，p.54，では子どもたちの現実の生活から問題を拾い上げて付箋に書き入れ、それらをグループ化したのち、付箋を4つの権利の枠に当てはめていき、活動を通して思ったこと・考えたことを話し合い、まとめるという活動を行う。

表 1-1 ユニセフのサイトにおける「子どもの権利条約」の4つの権利の内容

1	生きる権利	防げる病気などで命をうばわれないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。
2	育つ権利	教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。
3	守られる権利	あらゆる種類の虐待（ぎゃくたい）や搾取（さくしゅ）などから守られること。障がいのある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。
4	参加する権利	自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

出所：<https://www.unicef.or.jp/crc/crc20/about/> 2019/08/07

注：出所ではイラストと文章で説明されているものを、表にした。

表 1-2 子ども権利センター（C-Rights）のサイトにおける「子どもの権利条約」の4つの権利の内容

1	生きる権利	<ul style="list-style-type: none"> ・健康に生まれ、防げる病気などで命をうばわれないこと ・病気やケガをしたら治療を受けられること ・人間らしく生きていくための生活水準が守られることなど
2	育つ権利	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の名前や国籍を持ち、親や家族と一緒に生活することができること ・教育を受け、休んだり遊んだりできること ・考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど
3	守られる権利	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる種類の虐待や放任、搾取、有害労働などから守られること ・障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られること ・戦争から守られ、犠牲になった子どもの心や身体が守られることなど
4	参加する権利	<ul style="list-style-type: none"> ・自由に意見を表したり、集まってグループをつくったり、自由な活動を行ったりできること ・プライバシーや名誉がきちんと守られること ・成長に必要な情報が提供され、子どもにとってよくない情報から守られることなど

出所：<http://www.c-rights.org/right/> 2019/08/22

注1：出所では出典説明は次のようになっている。公益社団法人ユニセフ協会 HP 子どもの権利に関する条約（国際教育法研究会訳 名取弘文『こどもの権利』（雲母書房）。

注2：出所ではイラストと文章で説明されているものを、表にした。

表1-3 千葉県教職員組合における「子どもの権利条約」のグループ別条文例

1	生きる権利	<p><第2条> 差別をされない権利があります 子どもは、国のちがいを、性別、考え方のちがいを、障害があるか、お金持ちか貧乏か、などによって差別されません。</p> <p><第6条> 命を守り成長・発達する権利があります 子どもはみんな生きる権利や成長・発達する権利をもっています。国はその権利を守るためにできる限りのことをしなくてはなりません。</p> <p><第24条> 病気やけがの治療をうける権利があります 子どもは、病気やけがをしたときに治療をうけることができます。国は、子どもがいつも健康でいられるよう、できる限りのことをしなければなりません。</p>
2	育つ権利	<p><第28条> 教育をうける権利があります 子どもは教育をうける権利があります。国は全ての子どもが学校に行けるように、さらに上の学校で学ぶ機会を与えなければなりません。学校のきまりは誰もが人間として大切にされるといふ考えにもとづいていなければなりません。</p> <p><第29条> 教育の目的は子どもの人格や多様な能力を最大限まで高めることです 教育の目的は、子どものもっているあらゆる力をのばしていくこと・自分やまわりの人々を大切に、責任ある生活を送れること・世界の言葉や文化などのちがいを尊重し合って、なかよくすること・自然を大切にすることなどです。</p> <p><第31条> 休み・遊び・文化芸術に親しむことができます 子どもは休んだり、遊んだり、文化・芸術に親しんだりすることができます。</p>
3	守られる権利	<p><第19条> 虐待や放任から守られます 国は、子どもが保護者の暴力で心や体を傷つけられたり、ひどい扱いをうけたりしないように子どもを守らなければなりません。</p> <p><第23条> 障害のある子どものために 国は障害のある子どもが個性やほこりを傷つけられず、自立して生活を送れるよう、環境を整えなければなりません。</p> <p><第34条> 性的な利用や虐待から守られます 国は、子どもが性的暴力をうけたり、性的に利用されたりしないよう守らなければなりません。</p>

4	参加する権利	<p>< 第12条> 意見を表明する権利があります 子どもは、自由に意見を表明し、意思を示す権利があります。その意見は年齢や成長に応じて、尊重されなければなりません。</p> <p>< 第13条> 表現する自由や情報を発信する自由があります 子どもは、いろいろなことを伝えたり、自由に表現したりすることができます。ただし、そのことで他の人に迷惑をかけるはいけません。</p> <p>< 第15条> 集まって会をつくったり、集会に参加したりできます 子どもは、集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、そのことで他の人に迷惑をかけるはいけません。</p>
---	--------	---

出典：千葉県教職員組合・学校教育改革推進委員会 ちば県民教育文化研究所・研究推進委員会
『私たちの学校教育改革 第15集 「子どもの権利条約」の理念を活かした教育とは』
pp.3-4。

注：インターネットでも閲覧できる。出典においては図で表されているものを、表にした。

2. 4つの権利へのグループ化

表1-1, 表1-2, 表1-3を手掛かりとしながら、ユニセフのサイトで分かりやすい日本語表現にしている「見出しと抄訳」⁵を用いて、各条文を「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」のグループに分けていく。一つひとつの条文を4つの権利と照らし合わせていくと、これらの権利の基盤となる原則や権利自体についての条文や分けがたい条文もあり、また、4つの権利の区分をどう捉えるべきかという戸惑いも生じる。グループ分けの目的は、権利の内容を具体的にみることにあると、目的を明確化してグループ分けすると、曖昧さが少なくなる。本稿では、第1条から40条までの条文を、「表2-1 4つの権利の基盤となる条文」「表2-2 生きる権利」「表2-3 育つ権利」「表2-4 守られる権利」「表2-5 育つ権利」の5グループに分けた。

⁵ <https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/syo1-8.htm>,
<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/syo9-16.htm>,
<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/syo17-24.htm>,
<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/syo25-32.htm>,
<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/syo33-40.htm> 2019/08/26

2-1 4つの権利の基盤となる条文

「子どもの権利条約」の条文には、子どもを対象とする4つの権利についての内容と、これらを保障するために、国や大人がすべき内容がある。そのため、内容的にダブるものもある。国や大人に向けて作られた条文、あるいは、4つの権利を共通に支える内容の条文を、「表2-1 4つの権利の基盤となる条文」として、一つのグループとした。これらは、「子どもの権利条約」を成り立たせている4原則である「命を守られ成長できること」「子どもにとってもっともよいこと」「意見を表明し参加できること」「差別のないこと」⁶の内容とも重なる。

表2-1 4つの権利の基盤となる条文

条	見出し	抄訳
第1条	子どもの定義	18歳になっていない人を子どもとします。
第2条	差別の禁止	すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。
第3条	子どもにもっとよいことを	子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。
第4条	国の義務	国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。
第5条	親の指導を尊重	親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。
第6条	生きる権利・育つ権利	すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。
第8条	名前・国籍・家族関係を守る	国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。
第10条	別々の国にいる親と会える権利	国は、別々の国にいる親と子どもが会ったりいっしょにくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。
第11条	よその国に連れさられない権利	国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなないようにします。

⁶ https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html 2019/09/02

条	見出し	抄訳
第18条	子どもの養育はまず親に責任	子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。
第20条	家庭を奪われた子どもの保護	家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。
第21条	養子縁組	子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。
第36条	あらゆる搾取からの保護	国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

注：ユニセフのサイトの見出しと抄訳を用いている。

2-2 生きる権利

「生きる権利」の内容を示している条文をこのグループに分けた。そのため、第2条の「差別の禁止」、第6条の「生きる権利・育つ権利」は、表2-1に分類した。条文数としては少ないが、生きることを保障するための基本的、基礎的な内容をこのグループに入れた。

表2-2 「生きる権利」

条	見出し	抄訳
第24条	健康・医療への権利	子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。
第27条	生活水準の確保	子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

注：ユニセフのサイトの見出しと抄訳を用いている。

2-3 育つ権利

子どもの居場所に関する内容、保護者に関する内容、思想・宗教などの精神的な内容、教育に関する内容、心身の自由に関する内容をこのグループに分類した。

表2-3 「育つ権利」

条	見出し	抄訳
第7条	名前・国籍をもつ権利	子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。
第9条	親と引き離されない権利	子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。
第14条	思想・良心・宗教の自由	子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。
第28条	教育を受ける権利	子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。
第29条	教育の目的	教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。
第31条	休み、遊ぶ権利	子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。

注：ユニセフのサイトの見出しと抄訳を用いている。

2-4 守られる権利

「守られる権利」は、通常の子どものらしい生活や営みを阻害される状況を対象としている。世界中の子どもが置かれている様々なケースを考慮した上で、一般的にどの子どもにも当てはまりうる虐待、国の状況でやむなく陥ってしまう難民、心身の状況や家庭の状況で対象者になりうる障がいや施設生活、民族的な問題、社会構造的な問題、覚せい剤の問題、性的な問題、誘拐・売春の問題、拷問・死刑の問題、戦争、そして、被害にあった子どもの保護と、罪を犯した子どもも更生させられる司法の条文をこのグループに分類した。

表 2-4 「守られる権利」

条	見出し	抄 訳
第19条	虐待などからの保護	親（保護者）が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。
第22条	難民の子ども	自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。
第23条	障がいのある子ども	心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。
第25条	施設に入っている子ども	施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。
第26条	社会保障を受ける権利	子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。
第30条	少数民族・先住民の子ども	少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。
第32条	経済的搾取・有害な労働からの保護	子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。
第33条	麻薬・覚せい剤などからの保護	国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。
第34条	性的搾取からの保護	国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。
第35条	誘拐・売買からの保護	国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。
第37条	拷問・死刑の禁止	どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。
第38条	戦争からの保護	国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

条	見出し	抄訳
第39条	被害にあった子どもを守る	虐待，人間的でない扱い，戦争などの被害にあった子どもは，心やからだの傷をなおし，社会にもどれるように支援を受けることができます。
第40条	子どもに関する司法	罪を犯したとされた子どもは，ほかの人の人権の大切さを学び，社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて，扱われる権利をもっています。

注：ユニセフのサイトの見出しと抄訳を用いている。

2-5 参加する権利

「参加する権利」とは，社会の一員としての権利，発信者としての権利を示している。自分の意見を表し，情報や考えを伝え，団体を組織し，プライバシーが守られ，子どもにとってためになる情報を得ることができ，ためにならない情報から守られる。第16条の「プライバシー・名誉は守られる」は，「守られる権利」に分類することも可能かと考えたが，表1-2では「参加する権利」の内容のひとつとして明記されている。また，表1-3においても，「参加する権利」の条文例として第13条の内容である，「表現する自由や情報を発信する自由」が挙げられており，第16条はこれを具体的に保障するための内容であると考えて，「参加する権利」に分類した。

表2-5 「参加する権利」

条	見出し	抄訳
第12条	意見を表す権利	子どもは，自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は，子どもの発達に応じて，じゅうぶん考慮されなければなりません。
第13条	表現の自由	子どもは，自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利，知る権利をもっています。
第15条	結社・集会の自由	子どもは，ほかの人びとと一緒に団体をつくったり，集会を行ったりする権利をもっています。
第16条	プライバシー・名誉は守られる	子どもは，自分や家族，住んでいるところ，電話や手紙などのプライバシーが守られます。また，他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

条	見出し	抄訳
第17条	適切な情報の入手	子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア（本・新聞・テレビなど）が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

注：ユニセフのサイトの見出しと抄訳を用いている。

3. 「子どもの権利条約」の条文順のグループ一覧

以上のグループ別の表を、改めて条文の順番に従って一つの表に整理して、該当する権利のグループを○で表したものが、「表3『子どもの権利条約』の条文順のグループ一覧」である。この表によって全体を見ることができる。一般的に条文をグループ化するアクティビティでは、4つにグループ分けするが、分けられないものもあるという但し書きが入る場合もある⁷。子どもたちが分けるのは4グループだとしても、本稿で示したようにそうではないものがもう一つのグループとして分類されていると、指導者としては、進めやすいし、子どもたちの問いにも答えやすいのではないだろうか。

表3 「子どもの権利条約」の条文順のグループ一覧

条	見出し	基盤	生きる権利	育つ権利	守られる権利	参加する権利
第1条	子どもの定義	○				
第2条	差別の禁止	○				
第3条	子どもにもっとよいことを	○				
第4条	国の義務	○				
第5条	親の指導を尊重	○				
第6条	生きる権利・育つ権利	○				
第7条	名前・国籍をもつ権利			○		
第8条	名前・国籍・家族関係を守る	○				
第9条	親と引き離されない権利			○		

⁷ <https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/#kenri4> 2019/08/23

条	見出し	基盤	生きる権利	育つ権利	守られる権利	参加する権利
第10条	別々の国にいる親と会える権利	○				
第11条	よその国に連れさられない権利	○				
第12条	意見を表す権利					○
第13条	表現の自由					○
第14条	思想・良心・宗教の自由			○		
第15条	結社・集会の自由					○
第16条	プライバシー・名誉は守られる					○
第17条	適切な情報の入手					○
第18条	子どもの養育はまず親に責任	○				
第19条	虐待などからの保護				○	
第20条	家庭を奪われた子どもの保護	○				
第21条	養子縁組	○				
第22条	難民の子ども				○	
第23条	障がいのある子ども				○	
第24条	健康・医療への権利		○			
第25条	施設に入っている子ども				○	
第26条	社会保障を受ける権利				○	
第27条	生活水準の確保		○			
第28条	教育を受ける権利			○		
第29条	教育の目的			○		
第30条	少数民族・先住民の子ども				○	
第31条	休み、遊ぶ権利			○		
第32条	経済的搾取・有害な労働からの保護				○	
第33条	麻薬・覚せい剤などからの保護				○	
第34条	性的搾取からの保護				○	

条	見出し	基盤	生きる 権利	育つ 権利	守られる 権利	参加する 権利
第35条	誘拐・売買からの保護				○	
第36条	あらゆる搾取からの保護	○				
第37条	拷問・死刑の禁止				○	
第38条	戦争からの保護				○	
第39条	被害にあった子どもを守る				○	
第40条	子どもに関する司法				○	

注・ユニセフのサイトの見出しを用いている。

条文を4つのグループに分けるアクティビティの例は、各教育委員会の編集している人権関係の資料集に見られる。埼玉県教育委員会の「人権感覚育成プログラム」の資料のなかの「知っていますか？『子どもの権利条約』」⁸では、140分のプランの一部として50分をかけて、「子どもの権利条約」を扱っている。この50分の部分を紹介すると、条文のカードを1グループに1セットずつ切り分けておいて、それを配付した後、そのカードを4つの権利に分類して、グループでそれぞれにタイトルをつける。この作業をもとにして、①分類が難しかった条文 ②特に大切だと思う権利 ③子どもたちに守られていない権利、という3点について、まず、個人で考えてワークシートに記入し、そのあとグループごとに話しあうものとなっている。

おわりに

「子どもの権利条約」は、日本社会において子どもを守るという大きな役割を果たしている。学校教育で日本国憲法の基本的人権を教えているように、子どもたちに「子どもの権利条約」を知らせ、子どもの権利を自覚させていくことが大切だと実感している。教科の枠に囚われることなく、学級活動の一環として、子どもたちを啓発していくことができる。学級活動で取り入れやすい方法として、グループごとに、ネット上でも手に入る条文のカードを分類する活動が身近だと考えた。教育委員会でのアクティビティの事例も多くある。だが、実際に自分で分類しようとする、躊躇してしまった。単純に分けられるも

⁸ <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2218/keihatusiryoudocuments/400270.pdf> 2019/09/03

のではない。教育委員会の事例では、身近な問題から始まり、「子どもの権利条約」の4つの権利へのグループ分け、さらに、身近な問題を4つの権利の視点で整理して考える活動へと展開していく流れの中に位置付けられているが、子どもたちが活動した時に、「子どもの権利条約」の条文の分類自体に、もやもやした、割り切れない感じが残ってしまうのではないかと、指導者もそのもやもやの要素を整理しておかねばならないのではないかと考えた。

本稿では、グループ分けの根拠がわかるように、関係資料を表として示した。これらを辿ると異なる結論にたどり着くこともあるだろう。人によって見方が異なるかもしれない。今後、検討するためのたたき台、あるいは試金石として、本稿を作成した。

今後は、先達の方々が論じておられる「子どもの権利条約」を巡る現状の問題分析へと歩を進めていかねばならない。

【参考文献】

- ・「子どもの権利条約」NGOレポート連絡会議編『「子どもの権利条約」から見た日本の子供』現代人文社、2011年。
- ・喜多明人他『[逐条解説]子どもの権利条約』日本評論社、2009年。
- ・長谷川真人編著『「子どもの権利条約」と子どもの権利条例』三学出版、2006年。
- ・明治学院大学法学部立法研究会『子どもの権利条約を深めるために 子どもの権利—報告・討論・資料』信山社、1996年。